

「第2次埼玉県自転車活用推進計画」を策定しました。

埼玉県では自転車活用推進法に基づき、令和2年3月に「埼玉県自転車活用推進計画」を策定し、自転車の安心・安全な利活用による環境負荷の軽減、多様な交通手段の確保、県民の健康増進等に係る施策を進めてきました。

国では、社会情勢の変化や今後の社会動向を見据え、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、「第2次自転車活用推進計画」（以下「国計画」という。）を令和3年5月に策定しました。

このたび、埼玉県においても、国計画を勘案するとともに、地域の実情に応じた施策を推進していくため「第2次埼玉県自転車活用推進計画」（令和4年度～令和8年度）を策定しましたので公表します。

また、併せて計画策定に当たり実施した県民コメントの結果を公表します。

記

1 計画の位置づけ

自転車活用推進法（平成29年5月1日施行）第10条で定める「都道府県自転車活用推進計画」

2 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで

3 将来像と基本目標

(1) 将来像

県民や本県を訪れる人誰もが手軽に自転車を活用できる埼玉

(2) 基本目標

- 1) 安心・安全な自転車活用による健康長寿埼玉の実現
- 2) サイクルツーリズムの推進による観光立県埼玉の実現
- 3) 良好な都市の形成による自転車が使いやすい埼玉の実現

4 主な施策と取組

○ 健康で環境に優しい自転車の活用や自転車の安全利用の促進

- ・ 自転車安全利用五則を活用した交通ルールの周知
- ・ 自転車損害保険等への加入促進
- ・ 多様なサイクリススポーツの普及促進・安全利用
- ・ マイカー通勤から自転車通勤への転換の推奨

○ 自転車に関する大会等の開催やサイクルツーリズムの促進

- ・ 秩父宮杯埼玉県自転車道路競走大会の開催
- ・ 自転車みどころスポットを巡るルートの連携強化・広報
- ・ 自転車活用による県内観光の発掘やPR

○ 自転車通行空間等の計画的な整備の推進

- ・ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進
- ・ ICT技術を活用した自転車利用（シェアサイクル等）の促進
- ・ 自転車通行空間の整備の推進

5 県民コメントの結果

(1) 意見の募集期間

令和4年3月28日（月曜日）～4月27日（水曜日）

(2) 意見の提出者及び件数

6名から25件

(3) 意見の反映状況

- ・意見を反映し、計画案を修正したもの 1件
- ・すでに案で対応済みのもの 9件
- ・案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの 12件
- ・意見を反映できなかったもの 0件
- ・その他 3件

6 計画及び県民コメント結果の入手方法

(1) 埼玉県ホームページから入手できます。

URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/jitensyakeikaku.html>

または、「第2次埼玉県自転車活用推進計画」で検索

(2) 次の窓口（平日8時30分～17時15分）で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県県土整備部県土整備政策課分室1（第2庁舎2階北側）Tel 048-830-5018
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/chiikisinkoucenter.html>

南	部	Tel 048-256-1110	南	西	部	Tel 048-451-1110
東	部	Tel 048-737-1110	県	央		Tel 048-777-1110
川	越	比	企	西	部	Tel 04-2993-1110
利	根	Tel 048-555-1110	北	部		Tel 048-524-1110
秩	父	Tel 0494-24-1110	東	松山事務所		Tel 0493-24-1110
本	庄	事務所				Tel 0495-24-1110

7 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県土整備部県土整備政策課 政策担当

TEL 048-830-5018 (直通)

FAX 048-830-4863

E-mail a5250-05@pref.saitama.lg.jp